

# 第1回袖ヶ浦市市民後見人養成講座 募集要項

成年後見制度は、認知症や知的障がい・精神障がいなど判断能力が十分でない方を保護・支援する制度です。袖ヶ浦市社会福祉協議会では、袖ヶ浦市からの委託を受け、市民が地域で後見人として活動することができるよう後見業務に必要な知識を習得する講座を開講します。

- 1 内 容 後見事務を適正・円滑に処理するために必要な知識、技能を習得できるカリキュラムを編成しました。
  - ・基礎研修は、講義により後見人として必要な知識を習得する講座です。
  - ・実践研修では、演習や後見人同行実習を行い、実践的な経験を得る講座です。
  
- 2 応募資格 次のすべての項目に該当する方
  - (1) 袖ヶ浦市内にお住まいの方
  - (2) 年齢18歳以上の方
  - (3) 原則として全ての講座を受講できる見込みのある方
  - (4) 講座修了後、「市民後見そでがうら」に登録し、活動を希望する方
  
- 3 定 員 概ね10～15名
- 4 受講説明会の申込み
  - ・8月6日(土)長浦おかのうえ図書館視聴覚室又は8月10日(水)袖ヶ浦市社会福祉センター大会議室で行う説明会に必ずご参加ください。  
(8月1日(月)申込み締め切り)
  - ・申込みは、電話又はファックス、E-mail(住所・氏名・生年月日・年齢・性別・電話番号を明記)で受付けます。
    - 電 話：63-3891(9時から17時まで)
    - FAX：63-8777(24時間受付)
    - E-mail：sodeshakyō-kouken@basil.ocn.ne.jp(24時間受付)
  - ・受講説明会に参加された方に「市民後見人養成講座受講申込書類」を配布します。  
(8月24日(水)申込み締め切り)
  
- 5 選 考
  - (1) 第一次選考(書類審査)
    - ・市民後見人養成講座受講申込書を提出していただき、書類選考を行います。
    - ◆申込締切り 令和4年8月24日(水)17時必着
    - ◆選考結果 令和4年9月1日(木)発送(予定)
  - (2) 第二次選考(面接審査)
    - ・書類選考後、面接による選考を実施します。詳細は第一次選考を通過された方に通知します。
    - ◆面接日時 令和4年9月7日(水)から9月8日(木)まで  
面接は1人15分程度を予定。
    - ◆選考結果 令和4年9月13日(火)発送(予定)
    - ※選考についての詳細は一切お答えできませんので御了承ください。
  
- 6 研 修
  - (1) 対象者 第二次選考により選考された方
  - (2) 受講料 無料(テキスト代は受講者負担 4,400円)
  - (3) 研修会場 袖ヶ浦市社会福祉センター 大会議室
  - (4) 日 程 基礎研修 計7日間 実践研修 計4日間

履修時間 45時間（基礎研修31.25時間・実践研修13.75時間）

基礎研修	令和4年	9月	23日（金・祝）
		10月	8日（土）、22日（土）
		11月	3日（木・祝）、12日（土）
		12月	3日（土）
		10～2月	指定日（生活支援員養成研修会）
実践研修	令和4年	12月	10日（土）
	令和5年	1月	14日（土）
	令和4年～5年	12～2月	随時2日（2回）

講義時間

講義時間	1限	休憩	2限	休憩	3限	休憩	4限
	9:30～10:45	15分	11:00～12:15	60分	13:15～14:30	15分	14:45～16:00
	75分		75分		75分		75分

7 修了証 講座の全課程（45時間）を履修し、修了が認定された方には、袖ヶ浦市社会福祉協議会長から「修了証」が交付されます。

8 受講後の活動 (1) 「市民後見そでがうら」への参加

<「市民後見そでがうら」活動内容>

①法人後見支援員としての活動

袖ヶ浦市社会福祉協議会が法人として後見人に就任している事案で、法人による後見活動の補助的な活動として、公的機関や金融機関での諸手続き、本人の状況の確認のための訪問、活動報告書等の作成などを行っていただきます。

②成年後見制度の普及啓発活動

各種団体等の研修等で「成年後見制度」や「後見等開始の申立手続き」等の説明員として、講師などを行っていただきます。

③生活支援員としての活動

袖ヶ浦市社会福祉協議会では、日常生活を送る上で、十分な判断ができない方や、体の自由がきかない方が地域で安心して生活できるように支援する「日常生活自立支援事業」を千葉県社会福祉協議会からの委託を受けて行っています。法人後見支援員同様に公的機関や金融機関での諸手続き、本人の状況の確認のための訪問などを行っていただきます。

④その他知識向上のため勉強会等

事例検討会や講師を招いての勉強会を行い、受講後のフォローアップを行います。

9 申込・お問合せ先

社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会 権利擁護係

〒299-0256 袖ヶ浦市飯富 1604

Tel 63-3891 Fax 63-8777